

事務連絡  
令和2年3月5日

各位

ライク健康保険組合

家族の被扶養者認定について（通知）

このことについて、令和2年4月1日から以下のとおりの運用としますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

被扶養者認定において、特に子・父母・兄弟姉妹等で、二人以上の被扶養者異動届の申請による審査は、申請対象者全員の収入を合算し、被保険者の年間収入の半分以上となるときは、被扶養者として認定しない。  
ただし、個人ごとの収入要件（年間収入130万円未満または60歳以上の者及び障害年金受給者は年間収入180万円未満）は、従来どおり個人ごとに確認する。

※従前より被扶養者認定されている者については、被扶養者状況調査を令和2年4月1日以降に順次実施し、該当しない場合は、被扶養者を不承認とする。

以上